

博士論文審査要旨

氏名	石黒 督朗
学位の種類	博士（経営学）
課程・論文の別	論文博士
学位論文名	倫理的実践としてのソーシャル・イノベーション
論文審査委員	主査 高橋 勅徳（経営学研究科 准教授） 委員 桑田 耕太郎（経営学研究科 教授） 委員 水越 康介（経営学研究科 教授）

【論文内容の要旨】

1. 研究の背景と研究目的

本論文が主題とするソーシャル・イノベーションは、1990年代後半より世界各国で貧困問題や環境問題など多様な社会問題を解決していく社会政策として取り組まれてきた。経営学、政治学、行政学、社会学といった多様な学術的背景を有する研究者の学際的領域として成長してきたソーシャル・イノベーション研究は、2000年代に欧米において専門学術誌が創刊され新たな研究領域として確立されていくとともに、先行研究の蓄積から独自の理論的体系を確立されていった。

ソーシャル・イノベーション研究は社会問題を、市場に起因する構造的不利益だけではなく、行政サービスや地域コミュニティの互助からも阻害される社会的排除によって生じると指摘する。そのうえで、ソーシャル・イノベーションとはこの社会的排除を解消していく社会的包摂として定義され、社会企業家は市場・公共・コミュニティを媒介していくことで、社会的包摂を実現する新たな主体として定義された。ソーシャル・イノベーション研究は、このように社会問題とソーシャル・イノベーションを定義していくことで、「社会企業家とはいかなる主体か」、「社会企業家はいかにして社会問題を解決に導くのか」を経験的に明らかにしていくという固有の理論的視座を確立していった。

他方で2000年代に研究領域の成立とともに確立したこの理論的視座は、社会企業家を倫理的存在として前提に置いてきたことで、彼らの実践が新たな社会問題を生み出すことを時には隠蔽するような研究が生み出されるという、社会企業家のイデオロギー化が理論的課題として指摘されている。この批判を踏まえてソーシャル・イノベーション研究は、社会企業家を倫理的存在で「ある」と前提に置くのではなく、彼らの行為が倫理実践とし

でのソーシャル・イノベーションとして形作られるプロセスに注目していく、経営倫理研究の実践的転回という新たな理論的視座に根ざした展開が求められている。本論文は以上のソーシャル・イノベーション研究の理論的展開を踏まえた新たな分析視角を提示することで、倫理の実践としてソーシャル・イノベーションを捉えなおしていくことを研究目的としている。

2. 本論文の構成

本論文は、6章立て(本文 86 頁)から構成されている。構成は以下の通りである。

第 1 章 序論

- 1.1 本論文の目的
- 1.2 本論文の構成

第 2 章 倫理の実践としてのソーシャル・イノベーション

- 2.1 欧米日におけるソーシャル・イノベーション研究の展開と課題
- 2.2 実践としての倫理への着目
- 2.3 権力作用としてのソーシャル・イノベーション
- 2.4 問い直される倫理性
- 2.5 本論文の分析視角

第 3 章 事例分析：株式会社御用聞きによる訓練を通じたステイクホルダー化

- 3.1 ソーシャル・ビジネスの失敗から見えた社会的課題
- 3.2 人材育成による大学生の有償ボランティア化
- 3.3 専門業者との提携によるサービスの拡充と拡大
- 3.4 考察

第 4 章 事例分析：トヨタ自動車による利害調整を通じたエコカー市場の創出

- 4.1 京都議定書を契機にエコカーとなったプリウス
- 4.2 安全装置としてのエコカー減税・補助金
- 4.3 安全装置を維持するためのプリウスの作り込み
- 4.4 考察

第 5 章 事例分析：株式会社アバンティによるオーガニックコットン事業の解体と再創造

- 5.1 オーガニックコットン事業を通じた服飾産業と児童労働問題の接続
- 5.2 ライセンス認証による児童労働の排除

5.3 新たな社会問題への接続とソーシャル・ビジネスの展開

5.4 考察

第6章 結論

6.1 発見事実の整理と本論文の理論的貢献

6.2 残された課題

引用文献

なお、本論文の第2章は査読付き学術誌『経営倫理学会学会誌』第26巻（2019年2月、163-173頁）に掲載された単著論文「社会的企業による攪乱する反復と倫理的実践」および、東京経済大学学会誌304号（2019年12月、91-101頁）に掲載された単著論文「経営倫理の歴史の変遷に関する一考察」、東京経済大学学会誌305号（2020年12月、109-118頁）に掲載された単著論文「欧米日における社会的企業の歴史的展開」を、第3章は査読付き学術誌 *Social Enterprise Journal* に投稿中の共著論文“Pricing activities by a social entrepreneur: A Case study of the unique housekeeping service model of Goyo-kiki Co., Ltd., Japan”（共著者：東京都立大学大学院経営学研究科・准教授・高橋勅徳）を、第4章は組織学会ドクトラルコンソーシアム（2012年10月；於 国士舘大学）における「倫理達成のプロセスとして捉える環境経営の実践—トヨタ自動車によるプリウスの開発—販売の事例を通じて」、環境経営学会研究報告大会（2017年5月；於 日本大学）における「『公平な観察者』概念による経営倫理の再考—トヨタ自動車によるプリウスの開発—販売を通じた経営倫理の達成—」での報告論文を、第5章は東京経済大学学会誌304号（2018年11月、41-55頁）に掲載された単著論文「社会企業家による攪乱する反復と倫理的実践—株式会社アバンティによるオーガニックコットン事業の事例分析を通じて—」および、共著『ソーシャル・イノベーションを理論化する：切り開かれる社会企業家の新たな実践』（2018年3月、文眞堂）での分筆「社会企業家による攪乱する反復と倫理的実践：株式会社アバンティによるオーガニックコットン事業の事例分析を通じて」（第10章；235-253頁）を基礎に加筆修正したものである。

3. 本論文の要旨

第1章では「1 研究の背景と研究目的」で指摘された、本論文の問題意識の所在と研究目的および、本論文の構成がまとめられている。

第2章では、欧米日で蓄積されてきたソーシャル・イノベーション研究の抱えるイデオロギー化した社会企業家という理論的課題を、経営倫理研究における実践的転回の議論から解決していく新たな分析枠組みを探索していく。

まず、欧米日のソーシャル・イノベーション研究の再考を通じて、先行研究が倫理的存

在として社会企業家を前提に置くことで、研究者が注目する現象が倫理的である＝ソーシャル・イノベーションであることを担保してきたことが指摘される。その上でこのような論理展開が、Khan, Munir and Willmott (2007) や Karim (2008) による社会企業家の行為が新たな社会問題を生み出していることを指摘する批判的研究を経て、Dey and Steyaert (2011) によるイデオロギー化された社会企業家という問題提起によって、先行研究の持つ認識前提がソーシャル・イノベーションの倫理性を喪失させるだけでなく、彼らがいかに倫理的にイノベーションを実現していくのかについて、具体的な行為そのものがイデオロギー化された社会企業家像に覆い隠されていくという理論的課題を生み出したことが指摘される。

次にこの理論的課題の解法として、Dey and Steyaert (2011) が依拠する経営倫理の実践的転回を考察していく。経営倫理研究は、研究者によって抽象化された経営倫理のもとでベストプラクティスや企業不祥事を分析する規範論的アプローチとして展開されてきた。しかしながら、複数の善が対立しあう「道徳的対立」や善悪の判断が難しい「道徳的疑惑」を内包する近年の環境経営や CSV といった活動が、規範論的アプローチのもとでは十分に分析できないという理論的課題を抱えてきた。そこで経営倫理研究は、Gergen (1999) による社会構築主義や、Dewey (1891) のプラグマティズムを参照していくことで、超越的な倫理を参照し主体化された人々が、倫理の実現を求めて他者と相互コミュニケーション行為を図る倫理実践として、道徳的対立や道徳的懐疑を乗り越え倫理を実現しようとする一連の行為を捉えることを目指す、実践としての倫理という新たな理論的視座を提示していることが指摘される。

この経営倫理研究の実践的転回は、より良き倫理的な社会の実現を目指して、社会問題の解決を図るアクターとして主体化された社会企業家が、既存の関係構造に介入を図るコミュニケーション行為としてソーシャル・イノベーションを捉えるという新たな途を切り拓く。しかしながら、経営倫理研究の実践的転回は規範論的アプローチに対する新たな理論的視座を提示したものの、現象を捉えるための具体的な分析枠組みを有していないという課題を抱えていた。そこで倫理実践を権力論から迫る Foucault (1975,2004) における規律と訓練および安全装置の議論、Butler (1990,2005) における責任＝応答可能性の議論を再考していくことで、一方で社会企業家が社会問題の解決を目指して、規律に基づく訓練や安全装置の構築による利害調整によって他者との関係に介入しステイクホルダーへと変えていく実践を、他方でステイクホルダーに対する責任＝応答可能性を果たしていくことで自身の倫理性を担保していく実践を捉えるという、倫理実践としてのソーシャル・イノベーションを捉えるための新たな分析視角が提示される。

この新たな分析視角に基づき、3章では人々をステイクホルダーに変える規律に基づく訓練、4章では安全装置の構築を通じた各主体のソーシャル・イノベーションへの誘導、5章ではソーシャル・ビジネスの解体と再創造に焦点化した、我が国におけるソーシャル・イノベーションの先進事例の分析的記述が行われる。

3章では、高齢者向けに家事代行サービスを展開する株式会社御用聞きの事例を通じて、御用聞きが5分100円という価格を規律として利用していったことに注目していく。御用聞きが提示する価格とそれを根拠に生み出されるビジネスモデルは、様々な生活上の問題を抱える独居老人を同社のサービスを享受する消費者に変え、大学生を中心としたボランティアに給与を支払っていくことで責任感を与え、現場スタッフとして必要な能力を獲得する自律的な学習を促す。更に収益性が明確化されていくことで、同社のサービスを全国展開していく際の提携相手の獲得が可能になっていく。

この株式会社御用聞きの5分100円という価格設定を基盤としたステイクホルダー化の実践は、社会企業家が規律を構築することで可能となる訓練を通じて、主体が自身に与えられた役割を認識するとともに、訓練により能力が養成されていくことでステイクホルダーへと変容させていくという、第一の発見事実として提示される。

4章では、ソーシャル・イノベーションの普及を安全装置という視点から捉え、トヨタ自動車のプリウスの事例分析が行われる。トヨタ自動車のプリウスは、発売から3年間は年間の販売台数が2万台前後にとどまり、大ヒットとは言えない状況にあった。これは、環境問題に対応したエコカーという新たな価値に対して、消費者が反応しなかったことが原因であった。そこでトヨタ自動車は、消費者一人ひとりにエコカーという新たな価値を知らしめていくのではなく、経団連を介して政府に日本版グリーン・ニューディールを提案し、エコカー減税・補助金の設置を働きかけていく。この政策の実現により、自動車に対して経済性を求める消費者をプリウスの購入に誘導していくことで、年間30万台前後にまで販売台数を増加させエコカー市場を構築していった。他方で、プリウスを中心としたエコカー市場の成立は、プリウスの販売台数の増加そのものに環境破壊の可能性を見出す環境保護活動家を惹きつけていった。そこでトヨタ自動車は、環境性能という新たな指標の下でモデルチェンジの度にリサイクル性能の向上、環境負荷の低い原材料への変更といった作り込みを行なう。これにより、環境運動家がプリウスを批判するポイントを潰していくことで、最終的には彼らをプリウスの購入を消費者に薦めていくステイクホルダーへと変容させていくのである。

このトヨタ自動車を実施したエコカー減税や補助金、環境性能という評価指標とそれに合わせた製品の作り込みによる消費者や環境運動家の誘導は、各主体の利害に合わせて安全装置を構築していくことで、ソーシャル・イノベーションに協力していく各主体の行動変容を導くという、第二の発見事実として提示される。

5章では、我が国で初めてオーガニックコットンの事業化に成功したアバンティの創業者である渡邊氏が、品質保証のためのトレーサビリティを確立していく中で綿花の原産地における児童労働問題と対峙したことにまず注目する。そこで渡邊氏は、現地で児童労働の解決に向けた活動団体と協力し、綿花農場から適正価格で原綿を買い取るソーシャル・ビジネスを展開していくことで、我が国を代表とする社会企業家として認知されるようになり、彼女自身もアバンティを大手アパレルメーカーと差別化する戦略としてソーシャル・

イノベーションを中心とした事業を展開していった。他方で、渡邊氏が社会企業家であることを強調していったことで、彼女は東日本大震災の被災地で活動する NPO から、塩害の被害を受けた福島県の農地回復や、津波で職を失った東北の主婦の支援を求められるようになり、収益性が不明確なまま、オーガニックコットンを利用した複数のソーシャル・ビジネスを展開していくことになる。

渡邊氏は戦略的に社会企業家であることを強調していたが故に、社会企業家として他者から求められる要請に、収益性を度外視しても対応していく責任が生じていた。この多様なステイクホルダーへの責任=応答可能性から、アバンティを率いる渡邊氏が自社のソーシャル・ビジネスを継続的に解体・再創造していくことで社会企業家としての倫理性を確保し続けていったことが、本論文の第三の発見事実であることが指摘される。

最後に 6 章において、各事例分析から見いだされた発見事実の持つ、理論的貢献が明らかにされる。

イデオロギー化された社会企業家という先行研究が抱える理論的課題を克服していくためには、一方でソーシャル・イノベーションの実現を目指して他者に介入しステイクホルダーへと変えていく社会企業家の行為を捉え、他方でそのステイクホルダーとの関係の中で自身の倫理性を明らかにし続ける必要がある。

まず前者の論点について、先行研究はイデオロギー化された社会企業家像のもとで、一方で新たな価値の共有を可能にするカリスマ性や特異な能力を有する社会企業家を置き、他方でその社会企業家に都合よく協力する協力者が分析的に準備され、実際の社会企業家やステイクホルダーの行為が覆い隠されるという理論的課題が生じていた。それに対して 3 章および 4 章において見いだされた、他者のステイクホルダー化を可能とする社会企業家による規律と訓練、安全装置の利用は、先行研究では見いだされてこなかった社会企業家の新たな行為戦略であり、本論文の第一の理論的貢献である。

次に後者の論点について先行研究は、社会企業家を倫理的な存在として前提とすることで、ソーシャル・イノベーションの倫理性を担保してきた。しかしこのような議論は、ソーシャル・イノベーションが更に生み出す社会問題を暴露していく批判的研究に対して、反論することが不可能であった。それに対して本論文は、5 章において、Butler (1990) の責任=応答可能性の議論から渡邊氏がステイクホルダーからの要請に対応していく形で、自社のソーシャル・ビジネスを拡大していったことに注目する。彼女は、社会企業家を名乗ったがゆえに、ステイクホルダーからの要請に対して社会企業家として対応し続けていくことが求められ、常に自社の事業の解体と再創造を迫られていった。社会企業家は、ステイクホルダーとの関係のもとで、ソーシャル・ビジネスの解体と再創造を繰り返していくことで初めてその倫理性を証明し続けることができる。このようにソーシャル・ビジネスの、責任=応答可能性に基づいた絶えざる解体と再創造に注目していくことで、ソーシャル・イノベーション研究におけるイデオロギー化された社会的企業・社会企業家の記述を回避し、倫理的実践としてのソーシャル・イノベーションを捉える記述のあり方を示した

ことが、本論文の第二の理論的貢献である。

【論文審査結果の要旨】

1. 審査結果

本論文の学術上の貢献は、以下の二点に要約される。

第一に、近年のソーシャル・イノベーション研究において理論的課題とされてきたイデオロギー化された社会企業家という問いに対する解法として、Foucault、Butler の権力論に基づく新たな分析枠組みを構築し、倫理的実践としてソーシャル・イノベーションを捉えるという新たな理論的地平を切り拓いた。ソーシャル・イノベーション研究に権力論の持つ理論的視座を導入する必要性は、Khan et al. (2007) や Karim (2008) といった批判的研究において先駆的に議論されてきた。本論文は彼らの議論を踏まえつつ、社会企業家の非倫理性の暴露に焦点を当てる批判的研究を乗り越え、社会企業家による倫理的実践としてソーシャル・イノベーション捉える分析枠組みを提示し、責任＝応答可能性に基づいた絶えざる事業の解体と再創造という記述のあり方を示した点で、大きな学術的貢献を有すると考えられる。

第二に、イデオロギー化された社会企業家像のもとでブラックボックス化されてきた、社会企業家が既存の関係構造に介入し、ステイクホルダーを獲得していく行為について、規律と訓練および安全装置の構築という視座から、新たな社会企業家の行為戦略を見出した。この規律と訓練および安全装置の構築という視座から、3章および4章において見いだされた発見事実は、既存研究では見落とされてきた行為戦略である点で理論的意義を有するだけでなく、社会企業家の構築するビジネスモデルや彼らへの政策的支援に新たなインプリケーションを与える可能性を有している点で学術的貢献が期待される。

他方で、本論文に対していくつかの課題を指摘せざるを得ない。第一に、経営倫理研究の実践的転回の議論に際して、倫理研究におけるプラグマティズムの議論における倫理と道徳的環境の概念規定に曖昧さが残されている。倫理的実践としてのソーシャル・イノベーションを追求するのであれば、Foucault、Butler の権力論への展開を踏まえた概念関係のより厳密な整理をしておく必要があったと考えられる。第二に、本論文は定性的方法に基づく事例研究から社会企業家が倫理性を確保しながらソーシャル・ビジネスを構築し、拡大していく行為戦略を明らかにしてきたものの、各事例の記述が必要最低限にとどまり記述としての厚みに欠けるという課題を有する。筆者が批判した先行研究におけるイデオロギー化された企業家像に基づく予定調和的な記述に近似してしまった点について、課題が残されている。

しかしこれらの課題は、本論文が提示した学術上の貢献を大きく損なうものではなく、本研究の今後の発展の可能性であると考えられる。

2. 合否判定

本審査委員会は、学位申請者である石黒督朗に対して、令和3年1月9日に本論文について公開審査を実施した。その結果、申請者が博士学位を取得するにふさわしい学識を有していることが確認できた。よって、本審査委員会は申請者石黒督朗に対して、東京都立大学・博士(経営学)の学位を授与することが適当であると判定する。